

(様式 5)

市民意見募集手続の結果について

- 1 計画等の案の名称 第 8 期上田市高齢者福祉総合計画（案）
- 2 募集期間 令和 2 年 12 月 7 日（月）～令和 3 年 1 月 8 日（金） 33 日間
- 3 実施結果
（1）件数 8 件（2 人）
（2）提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
—	—	8 件（2 人）	—	8 件（2 人）

4 意見に対する市の考え方

No.	意見区分	意見の概要（要旨）	市の考え方
1	P 8 （総論 第 2 章 第 1 節） P 22～P 41 （総論 第 4 章 第 3 節 ～第 12 節）	独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の推計について ・人口の推移や要介護（要支援）認定者数等の推移について、独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の統計も取ってほしい。各日常生活圏域の統計においても独居高齢者と高齢者夫婦のみ世帯の割合の統計が必要であると思う。	独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯については、市で所管しているお一人暮らし台帳は、本人の同意を必要としていることや、同居家族でも、住民票上世帯を分けている場合があること等、実態を把握することが難しく、現状、数値の推移まで行っていない状況です。 しかしながら、高齢者福祉を進めていくためには、独居高齢者や高齢者夫婦のみ世帯への支援は重要であることから、今後も、台帳整備の推進を含め、実態把握に努めるとともに、次回計画での記載について検討してまいります。
2	P 46 （総論 第 5 章 第 1 節） P 110 （各論 第 4 章 第 4 節）	介護人材の確保について ・介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業者との連携について、介護サービスの質の確保と向上の前段として、介護人材の確保が必要であり、人材確保対策のほか地域の互助の仕組みづくりにどう取り組むのか、具体例の記載をお願いしたい。（外国人技能実習生の受入れや外国人居住者への教育・研修、離職防止のためのハラスメント対策等）	第 8 期計画において介護人材に係る取組は重要であることから、総論・第 5 章第 1 節 (3) の表題を「介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業者との連携による <u>介護サービスの提供の確保と質の向上</u> 」に変更し、説明文を「介護保険サービス事業所の充実と介護サービスの適正化を進めていくため、介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業者や各連絡協議会との連携を図り、 <u>介護サービスの提供を確保するため、人材確保や離職防止（ハラスメント対策等）の支援を行うとともに、相互に協力し合いさらなるサービスの質の向上に努めます。</u> 」に変更します。 あわせて、各論・第 4 章第 4 節の項目「介護人材確保及び資質の向上のための取組」の施策の内容欄の「介護サービス事業者等と連携を図り、」の後に「 <u>介護人材の状況を把握するとともに、必要な施策を検討し、</u> 」を追加いたします。 なお、具体的な取組内容については、事業者の状況や意向を確認・検討した上で、必要な事業を実施していきたいと考えております。

No.	意見区分	意見の概要（要旨）	市の考え方
3	P 51 (各論 第1章 第1節)	地域包括ケアシステムの現状と課題について ・現状と課題の2で、「保健事業と一体的に対応ができていない」としているが「第二次上田市総合計画」の健幸づくりプロジェクトでは、「市民協働の視点で庁内横断的に推進していきます。」とされている。実際の状況はどうか。 - また、フレイル予防の取組は上田市全体の分析だけでなく、日常生活圏域や自治会単位で分析し提示してほしい。	現在の状況では、十分に連携が取れているとはいえないため、第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画や第8期上田市高齢者福祉総合計画において、相互に連携しながら一体的に推進することとしております。 医療・介護・保健のデータ分析は、長野県国民健康保険団体連合会のシステムを活用するため、現在のシステムでは、地域包括支援センターや自治会等の単位で分析することは不可能となっております。しかしながら、事業の実施にあたっては、市全体の分析を基本に各地域の実情に応じたフレイル予防を進めてまいります。
4	P 58～P 60 (各論 第1章 第4節)	認知症施策の推進について ・認知症地域支援推進員や地域支援推進員、やすらぎ支援員派遣事業について周知がされていないため、活動の見える化が必要である。 ・認知症サポーター養成講座受講者に対する受講後の活動の場の情報提供やフォローアップ等を行い、現在ある社会資源の積極的な活用を推進してほしい。	計画(案)にある「地域支援推進員」は記載誤りで、「認知症地域支援推進員」が正しい表記となります。認知症地域支援推進員は市に配置しており、市職員として活動しているため、推進員としての周知が進んでいないことが考えられます。やすらぎ支援員派遣事業も含め、住民への周知については、市ホームページ、介護保険のしおり、認知症ケアパスへの掲載、地域包括支援センターやケアマネジャーからの情報提供等を行っておりますが、今後は活動の見える化も含め、より効果的な周知方法についても研究してまいります。 認知症サポーターは、さらに深く学びたい方向けにフォローアップ講座を、活動につなげたい方向けにステップアップ講座を開催しています。講座だけでなく、認知症カフェ等の社会資源についても、積極的な周知と活用を推進していきたいと考えています。
5	P 61～P 63 (各論 第1章 第5節)	権利擁護の推進について ・本計画と、市に求められている成年後見制度利用促進法の基本計画や中核機関の機能が十分活かされるよう連動させてほしい。 ・成年後見制度の利用支援事業の活用が市町村長申し立ての場合以外でも使えるよう改正をお願いしたい。 ・認知症になっても本人の意思決定支援ができるような周知が重要である。	中核機関の設置・機能については、現在、上小圏域成年後見支援センターを共同委託する近隣3市町村及びセンターを運営する上田市福祉協議会と協議を重ねております。中核機関に求められる機能が整備できるよう、各市町村と連携して取り組んでまいります。 成年後見制度の利用支援事業ですが、上田市では、認知症などにより判断能力が不十分で、かつ、身寄りがいないなど、ご親族などによる申立ができない方について、市長が代わって申立を行ったり、後見制度を利用するにあたっての費用を負担することが困難な方に対して、市が、審判の申立にかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行うものとなっておりますので、ご理解願います。 意思決定支援については、上小圏域成年後見支援センター及び近隣3市町村、また障がい者支援課と連携し、より一層周知を

			進めてまいります。
No.	意見区分	意見の概要（要旨）	市の考え方
6	P 64～65 (各論 第1章 第6節)	地域ケア会議の推進について ・ 小学校単位での地域ケア推進会議の必要を感じている。	市では、国が示すモデルを参考に、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を推進しています。計画には、小学校区単位の地域ケア推進会議の記載はありませんが、地域ケア個別会議により地域支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約等を積み重ね、小学校区単位に限らず一定の地域や範囲で推進会議の開催が必要と判断される場合には、地域包括支援センターを中心として開催しています。
7	P 66～ P 67 (各論 第1章 第7節)	日常生活を支援する体制の整備について ・ 第3層協議体の組織化、運営にあたっては、第3層生活支援コーディネーターの存在を重視しつつ、行政支援が特に必要な分野だと思われる。	生活支援体制整備事業では、住民の自主的な活動を尊重しながら必要な支援を行うこととしており、各地域の実情に応じた活動を住民の皆さんと考えてまいります。
8	P 90～92 (各論 第3章 第4節)	地域包括支援センターの体制強化について ・ 地域包括支援センターの役割は質量とも多くなってきたことから、地域により小学校区単位にサテライト的な施設の整備を検討してほしい。	地域包括支援センターの機能強化及び、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」（ブランチ）については、業務量のほか、地域の実情も考慮し研究してまいりたいと考えております。

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。